公共用水域水質						
地下水質						
土壌						
底質						
野生生物						
水生生物						
排出ガス						
排出水						
焼却灰その他の燃え殻及びばいじん						
血液						
食事試料						
記載例：土壌	○	○	○	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年３月）	外注なし	新

注１：「作業の範囲」欄には、該当するものに○を付けること。外注する作業がある場合には△を付けるとともに、欄内に重複しないこと。
　２：「対応可能な測定方法」欄には、受注した際に用いる測定方法を記載すること。測定方法については、マニュアル等の改訂・改正時期を明記すること。なお、改訂されていない場合には策定時期を明記すること。
　３：「備考」欄に外注先の機関名並びに簡単な説明を記述すること。
　４：土壌及び底質の「提出書類の新旧の別」欄には、今回の提出書類が新マニュアルである場合には「新」、旧マニュアルである場合には「旧」を記載すること。(公告第１　２．⑼参照)
　５：申請項目については実績のあるものとし、必要に応じ、追加、修正又は削除すること。なお、申請項目中の水生生物は、野生生物に含まれるものであるが、別掲とした。
　６：食事試料は陰膳方式によるものとし、食品の品目ごとの分析については食品として申請すること。

別表１－２　申請項目及び作業（生物検定法）

作業の範囲（一貫分析機関のみ）		対応可能な測定方法	備考
申請項目	試料採取、試料の分析及び定量結果の確定		
排出ガス			
ばいじん及び燃え殻			
記載例：排出ガス		告示第１の２	

注１：「作業の範囲」欄には、該当するものに○を付けること。
　２：「対応可能な測定方法」欄には、平成17年環境省告示第92号のうち、対応可能な測定方法を記載すること。
　３：申請項目については相当数の実績のあるものとし、必要に応じ、削除すること。
　４：対応可能な測定方法が複数ある場合には、測定方法ごとに申請すること。

別表２－１　審査項目及び審査用資料（ＧＣ／ＭＳ法）

審査項目	（資料番号）審査用資料
１．管理的事項	
⑴　品質管理システムに関する事項	
①　組織の整備状況	（１－１－１）指針第１部第１章１の組織に関する文書 （１－１－２）同組織の機構図
②　教育、訓練	（１－１－３）指針第１部第１章４に定める報告書より作成した教育、訓練に係る取組の概要を記述した資料及び記録
③　文書の管理	（１－１－４）指針第１部第１章５の文書・記録の作成と維持管理手順書及びこれらを踏まえて作成した文書管理の取組の概要を記述した資料（電子媒体に保存している文書・データの取り扱いについても記述する。）
④　環境汚染の防止	（１－１－５）作業に伴う環境汚染の発生の防止に関する取組の概要を記述した資料
⑤　内部監査	（１－１－６）直近に実施された指針第１部第１章３の内部監査報告書（これを踏まえた対応がある場合には、その概要を記述した資料を追加する。）
⑥　業務の進行管理	（１－１－７）業務の進行管理の実施方法の概要を記述した資料及び業務の進行状況に係る記録
⑦　品質管理者による品質管理の実施方法	（１－１－８）指針第１部第３章に係る品質管理者による品質管理の実施方法の概要を記述した資料及び品質保証・品質管理結果報告書
⑧　不適切な操作が行われた場合の対処方法	（１－１－９）指針第１部第１章２の対処方法書及び対処方法書に基づき講じている措置の概要を記述した資料又は報告書
⑨　業務の範囲	（１－１－10）指針第１部第１章６に係る外注時の業務分担の内容及び責任関係を記述した資料並びに外部精度管理指針に基づく査察資料
⑵　施設及び試薬に関する事項	
①　施設の整備状況	（１－２－１）指針第２部第１章５に係る施設の整備状況及び作業環境に関する文書
②　試薬、標準物質（溶液）の管理状況	（１－２－２）指針第２部第１章１及び２に係る使用する試薬、標準物質（溶液）の管理状況の概要を記述した資料